

[事案 29-370] 新契約無効請求

・平成 30 年 11 月 16 日 裁定不調

※本事案の申立人は、[事案 29-371] の申立人と同一人である。

<事案の概要>

募集人の説明義務違反等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 8 月に証券会社を募集代理店として契約した年金原資確定部分付変額個人年金保険（運用期間 10 年、一時払保険料約 12 万 3 千豪ドル）について、以下等の理由により、契約を無効としてほしい。

- (1) 募集人は、証券会社の店舗が近くにありながら、契約場所を銀行にしたうえ、担当銀行員を最初から最後まで同席させたので、銀行が販売する商品と思ったことが、契約判断の大きな材料となった。
- (2) 募集人は、自分が後期高齢者（契約当時 70 歳代後半）であるにもかかわらず、ルールに則した高齢者面談を行わずに保険の勧誘を行った。
- (3) 元本が保証され配当金も出るとの説明を受け、為替相場の変動による損失等のリスクを一切説明されず、契約概要、設計書、注意喚起情報、意向確認書等の手続時の重要書類の説明を一切受けていないので、重大な説明義務違反、虚偽説明、情報提供義務違反がある。
- (4) 意向確認書兼適合性確認書には、事実と異なるチェックが多数されており、募集人によって重要事項について虚偽を伝えられたものと思われる。
- (5) 債券の満期を楽しみにしていた病気で高齢の自分に対し、老後の為の資産全部を使って、リスクが高い上に長期間使用が制限されるような保険を勧誘し、契約させたことは、適合性原則に反する。

<保険会社の主張>

申立人の主張するような事実は存在しないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約申込みの場所が銀行で証券会社（代理店の店舗）ではないことは契約無効の理由にはならず、事前に役席者が確認をした上で提案することとされている代理店の高齢者保護ルールは遵守されていることが認められ、募集人が各種リスクを含め契約内容について説明を行わず重要書類も交付していなかったとは認められず、申立人の資産状況・投資経験等に照らして本契約の勧誘が適合性原則に違反するとも認められないが、紛争の早期解決等の観点から、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。